

令和2年町議会11月臨時会議提出予定議案

- 第130号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第131号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第132号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第130号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

令和2年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

2 議案の概要

【第1条改正内容】

期末手当及び勤勉手当

ア 一般職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	1.300月	0.950月	2.250月	1.250月	0.950月	2.200月	2.550月	1.900月	4.450月
改正前 (現行)	1.300月	0.950月	2.250月	1.300月	0.950月	2.250月	2.600月	1.900月	4.500月
増減	—	—	—	▲0.050月	—	▲0.050月	▲0.050月	—	▲0.050月

イ 特定任期付職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	2.200月	—	2.200月	2.150月	—	2.150月	4.350月	—	4.350月
改正前 (現行)	2.200月	—	2.200月	2.200月	—	2.200月	4.400月	—	4.400月
増減	—	—	—	▲0.050月	—	▲0.050月	▲0.050月	—	▲0.050月

【第2条改正内容】

期末手当及び勤勉手当

ア 一般職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	1.275月	0.950月	2.225月	1.275月	0.950月	2.225月	2.550月	1.900月	4.450月
改正前 (現行)	1.300月	0.950月	2.250月	1.300月	0.950月	2.250月	2.600月	1.900月	4.500月
増減	▲0.025月	—	▲0.025月	▲0.025月	—	▲0.025月	▲0.050月	—	▲0.050月

イ 特定任期付職員（第20条関係）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正後	2.175月	—	2.175月	2.175月	—	2.175月	4.350月	—	4.350月
改正前 (現行)	2.200月	—	2.200月	2.200月	—	2.200月	4.400月	—	4.400月
増減	▲0.025月	—	▲0.025月	▲0.025月	—	▲0.025月	▲0.050月	—	▲0.050月

3 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日

(2) 第2条関係

令和3年4月1日

第131号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するもの。

2 議案の概要

期末手当の支給月数を次のとおりとする。

【第1条改正内容】

令和2年度 期末手当支給月数

区分	6月期末手当	12月期末手当	計
改正後	2.100月	2.050月	4.150月
改正前(現行)	2.100月	2.100月	4.200月
増減	—	▲0.050月	▲0.050月

【第2条改正内容】

令和3年4月以降 期末手当支給月数

区分	6月期末手当	12月期末手当	計
改正後	2.075月	2.075月	4.150月
改正前(現行)	2.100月	2.100月	4.200月
増減	▲0.025月	▲0.025月	▲0.050月

3 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日

(2) 第2条関係

令和3年4月1日

第132号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

特別職の職員の期末手当の改定に準じて、改正するもの。

2 議案の概要

期末手当の支給月数を次のとおりとする。

【第1条改正内容】

令和2年度 期末手当支給月数

区分	6月期末手当	12月期末手当	計
改正後	2.100月	2.050月	4.150月
改正前(現行)	2.100月	2.100月	4.200月
増減	—	▲0.050月	▲0.050月

【第2条改正内容】

令和3年4月以降 期末手当支給月数

区分	6月期末手当	12月期末手当	計
改正後	2.075月	2.075月	4.150月
改正前(現行)	2.100月	2.100月	4.200月
増減	▲0.025月	▲0.025月	▲0.050月

3 施行期日

(1) 第1条関係

公布の日

(2) 第2条関係

令和3年4月1日